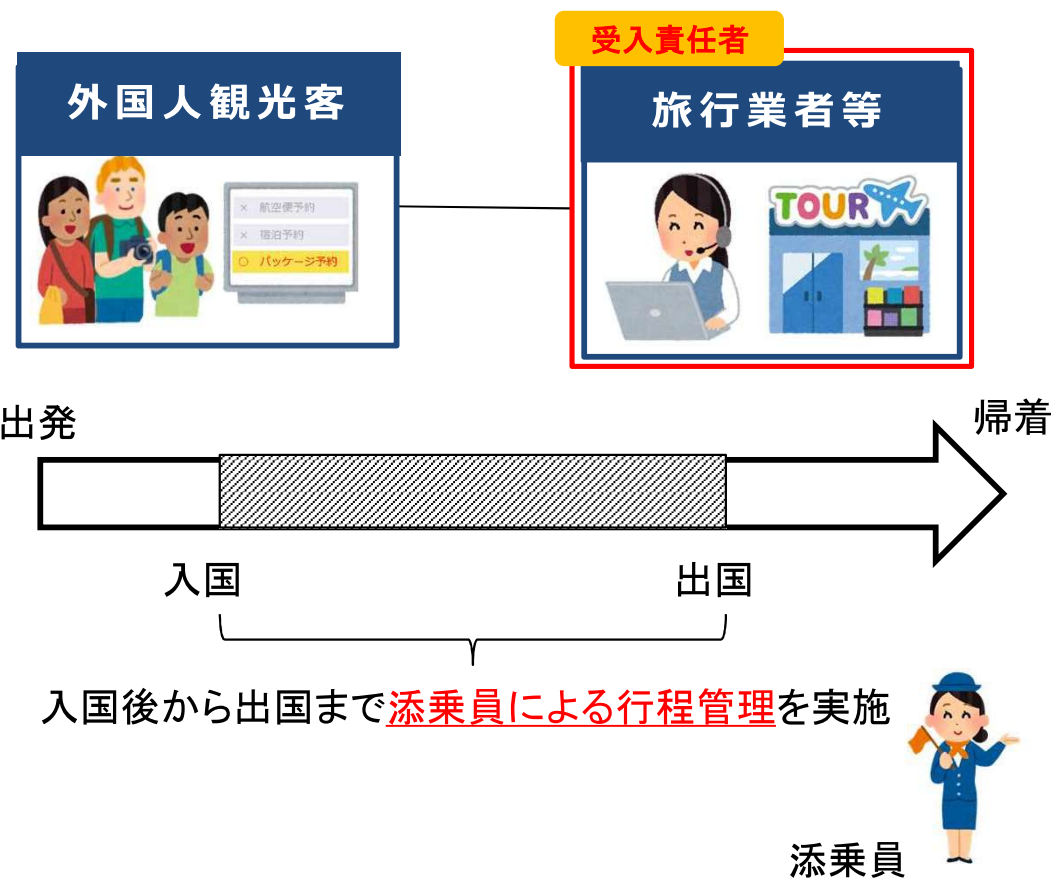


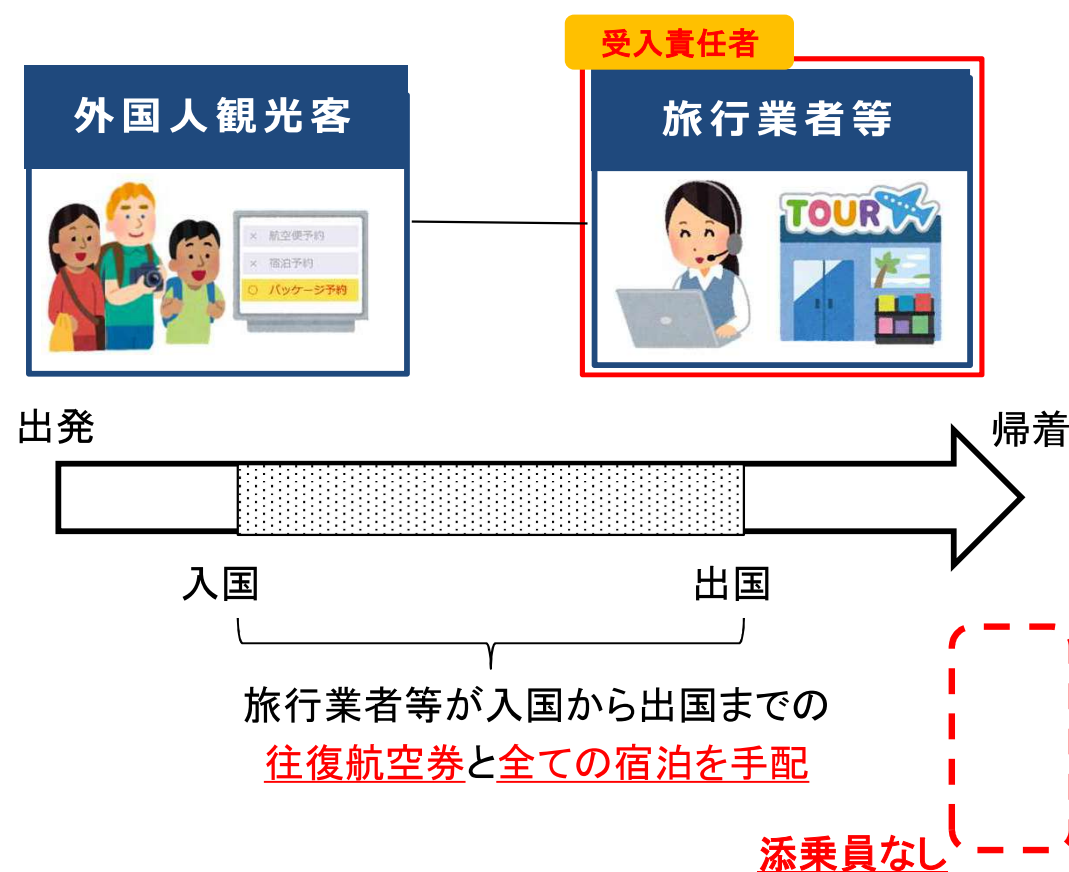
添乗員の同行を伴わないパッケージツアーの受入開始に伴うガイドラインの変更点等について 別紙 2

- 9月7日以降、旅行業者又は旅行サービス手配業者（以下「旅行業者等」という。）を受入責任者とするパッケージツアーについて、添乗員を伴わないものも認めることとし、対象国・地域も全ての国・地域に拡大。
- 観光目的での外国人の新規入国については、旅行業者等が受入責任者となることが必須。
- 受入責任者となることができるのは、旅行業法に基づき登録された旅行業者等のみ。

添乗員付きパッケージツアー



9月7日以降の添乗員を伴わないパッケージツアー



外国人観光客の受入れ制限の見直しに伴い認められるツアーの例

 旅行業者等の手配範囲

6月10日以降これまで認められてきたツアーの例

①添乗員付き・全行程が決められたもの



9月7日以降、追加で認められるツアーの例

②添乗員付き・自由行動を含むもの



※自由行動中は添乗員なしでも可能とするが、
添乗員なしツアーのガイドラインを遵守することに留意。

③添乗員なし・往復航空及び宿泊を旅行業者等が手配

